

墨田区道における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を  
改正する条例（案）概要

1 改正理由

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の改正に伴い、墨田区道における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 引用省令の変更

現行：移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令  
改正後：移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令  
(令和3年3月改正)

(2) 自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路に係る規定の追加

幅員や舗装、勾配等の規定に、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路に関する規定を加える。

(3) 旅客特定車両停留施設に係る規定の新設

旅客特定車両停留施設に関する規定を新設する。

(4) その他

所要の改正を行う。

3 施行期日

公布の日

【対象】

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）及び同法施行令に基づき、国土交通大臣が指定した下表の路線及び区間（特定道路）

No.	路線名	区間	特定道路延長(km)	No.	路線名	区間	特定道路延長(km)
1	八広6011号路線	八広6-18-12～八広6-9-3	0.1	16	墨129号路線	八広1-16-30～八広1-5-15	0.1
2	墨119号路線	八広5-12-15～東向島6-48	0.3	17	墨128号路線	京島1-42-9～京島1-44-21	0.1
3	八広5014号路線	八広5-10～八広5-8	0.1	18	墨102号路線	東向島2-13-11～東向島2-12-5	0.1
4	墨68号路線	東向島5-3-4～東向島4-29	0.1	19	東向島2001号路線	東向島2-7-12～東向島2-12-1	0.1
5	墨63号路線	東向島4-29～東向島3-29-9	0.4	20	墨111号路線	押上1-1-2～業平1-6-3	0.3
6	墨121号路線	京島3-68-10～文花3-15-1	0.1	21	墨127号路線	押上1-1-2～押上1-11-4	0.6
7	墨122号路線	文花3-24-9～文花3-18-9	0.1	22	墨112号路線	押上1-24-11～押上1-25	0.1
8	墨98号路線	京島1-39-1～京島1-37-6	0.1	23	横川4004号路線	横川4-12-13～横川4-8-9	0.1
9	墨83号路線	京島1-37-6～京島1-34-2	0.1	24	墨6号路線	横網1-3～両国3-25-8	0.2
10	墨114号路線	京島1-37～京島1-25-4	0.2	25	墨7号路線	横網1-3～両国4-38-8	0.2
11	墨97号路線	京島1-6-6～京島1-23	0.1	26	墨10号路線	横網2-3～横網1-12-9	0.3
12	京島1022号路線	京島1-9-11～京島1-6-6	0.1	27	墨106号路線	横網1-2～横網1-3	0.4
13	京島1019号路線	京島1-1～京島1-2-2	0.1	28	墨104号路線	錦糸3-2～錦糸3-4	0.1
14	京島1020号路線	京島1-2-2～京島1-6	0.1	29	墨45号路線	江東橋4-25-10～江東橋4-23-15	0.1
15	墨68号路線	東向島2-39-12～東向島2-40-3	0.1				

【旅客特定車両停留施設】（東京都資料から抜粋）

交通結節点づくりを推進し、交通混雑の緩和や物流の円滑化を図ることを目的として、道路付属物として整備するバス・タクシー・トラック等の事業者専用の停留施設



新たにバリアフリー基準を規定する主な施設

	通路	乗降場	待合所
イメージ			
規定内容	通路の構造（幅員等）	乗降場の構造（勾配等）	待合所の構造（出入口の幅員等）